

指定生活介護サービス利用契約 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、厚生労働省令に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. サービスを提供する事業者・・・・・・・・・・	2
2. 利用施設・・・・・・・・・・	2
3. 施設・設備について・・・・・・・・・・	3
4. 職員の配置状況・・・・・・・・・・	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	5
6. 利用者の記録や情報の管理、開示について・・・・・・・・	7
7. 苦情の受付について・・・・・・・・・・	7

社会福祉法人ジェイエー長野会

多機能型事業所

はぁーと工房ポップ

当施設は長野県知事の指定を受けています。

(長野県指定第 2012000028 号)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人ジェイエー長野会
所 在 地	長野県長野市大字南長野北石堂町 1 1 7 7 番地 3 (JA 長野県ビル)
電 話 番 号	026-236-2308
代 表 者 氏 名	理事長 上原 孝義

2. 利用施設

施 設 の 種 類	指定施設・平成 24 年 4 月 1 日指定 長野県指令 23 障第 72-77 号 指定生活介護事業
施 設 の 目 的	18 歳以上の障害者であって自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体的介助および生産、創作活動の機会を提供し、心身の健康と個々の自律を高めるための支援を行うことを目的とします。
施 設 の 名 称	多機能型事業所 はぁーと工房ポッポ
施 設 の 所 在 地	長野県南佐久郡小海町大字小海 4 2 6 9 番地の 9
電 話 番 号	0267-92-0810
所長（管理者）	木内 泰明
サービス管理責任者	飯野 美枝子
施設の運営方針	① 利用者に対して、その自律と社会生活活動への参加を促進する観点から、必要な介助及び生活訓練を適切に行います。 ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供できるように努めます。 ③ できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、医療機関、行政、その他関係機関との密接な連携に努めます。 ④ 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の交流に努めます。 ⑤ 施設支援について、市町村が行うあっせん、調整及び要請並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力します。 ⑥ 以上のほか、関係法令に定める内容を遵守します。
開 設 年 月 日	平成 24 年 4 月 1 日
利 用 定 員	15 人

3. 営業日及び営業時間

- (1) 月曜日から金曜日までです。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日並びに12月29日から翌年1月3日までを除きます。
なお、あらかじめ休日の中から営業日を定めることがあります。
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時30分までとします。
- (3) サービス提供時間
午前9時00分から午後4時00分までとします。

4. 施設・設備について

(1) 主な施設・設備

当施設では、次の施設・設備をご利用いただくことができます。

これらは、厚生労働省が定める基準により、設置が義務づけられている施設・設備です。

これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

施設・設備の種類	摘 要
作業室	屋内での作業時にご利用いただきます。
洗面所	温度調節可能な温水をご利用いただけます。
便 所	男女各々に車椅子用トイレもございます。
相談室	ご相談が必要な際にご利用いただきます。

また、次の施設・設備は、厚生労働省が定める基準において設置が義務づけられているものではありませんが、必要に応じてご利用いただけます。

これらの利用についても、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

施設・設備の種類	摘 要
休憩室	休憩時間などに和室でお休みいただけます。
洗濯室	乾燥機付全自動洗濯機を必要に応じてご利用いただけます。
食堂・多目的室	昼食時などにご利用いただきます。
更衣室	男女各々に個人ロッカー及びコートハンガーがございます。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

施設・設備の種類	摘 要
浴室	希望により半機械浴のサービスがございます。 (光熱水費として1回500円いただきます)

(3) 施設・設備ご利用上の注意事項

共同設備のため、本来の用途または施設職員の指示に従ってご利用ください。
これに反したご利用または故意により破損が生じた場合、賠償していただくことがございます。

貴重品の管理は原則、利用者の責任において管理していただきます。自己管理が困難な方は貴重品等を持ち込まないようお願いします。

(4) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・室内消火栓 有 ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 無 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 (その他、ロープ・懐中電灯等)
消防計画	消防署への届出日： 平成24年3月 防火管理者： 篠原 潤
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 加入保険内容：損害賠償保険

5. 職員の配置状況

職 種	常勤換算	常 勤	非常勤	指定基準
1 所長（管理者）	0.4名以上	1名		1名
2 サービス管理責任者	1名	1名		1名
3 生活支援員	3名以上	2名	2名	2.4名
4 看護師	1名以上		2名	1名
5 事務員	0.2名以上	1名		
6 医師	0.1名		1名	1名

当施設では、利用者に対して指定生活介護サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1 所長	月～金 8：30～17：30 1名
2 サービス管理責任者	月～金 8：30～17：30 1名
3 生活支援員	月～金 8：30～17：30 4名
4 看護師	月～金 8：30～17：30 1名
5 事務員	月～金 8：30～17：30 1名
6 医 師	年 1 回（嘱託）

6. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第4条、第5条参照）

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

（1）介護等給付費の対象となるサービス

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

＊当施設は下記の加算を算定しています

- ・ 欠席時対応加算
- ・ 人員配置体制加算（Ⅲ）
- ・ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）
- ・ 送迎加算（Ⅱ）
- ・ 常勤看護師等配置加算（Ⅰ）
- ・ 重度障害者支援体制加算
- ・ 福祉介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

- ・福祉介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
- ・訪問支援特別加算

＜介護給付費の対象となるサービスの概要＞

① 日常生活の支援

日常生活動作の介助・訓練

食事摂取、着脱衣、整容、排泄などの日常生活動作に関する介助や訓練を行います。

② 健康管理

i 健康相談

年１回、医師による健康診断が受けられます。

氏 名	木下 裕介
診療科	内 科

また、利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、次の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

協力医療機関	長野県厚生連佐久総合病院付属小海診療所
--------	---------------------

なお、当施設サービス利用期間中に、医療機関で治療を受けた場合には、当該医療機関に支払うべき医療費自己負担額については、利用者が加入する医療保険の規定によりますが、お住まいの町村によっては福祉医療の支給対象となる場合がありますので、町村役場の福祉医療担当者にお問い合わせください。

ii 服薬の支援

当施設サービス利用時間内に服薬を必要とする場合は、確実に服薬できるよう支援します。

③ 社会的活動の支援

i 生産活動の提供

＜生産活動＞

当施設では、以下の生産活動を行います。

- ①パン、お菓子等の製造、販売
- ②企業からの受注作業
- ③事業所外の受注作業
- ④手工芸品の製作、販売
- ⑤その他

<作業時間> 午前9：30～午後3：00

<工賃の支払>

上記生産活動を通じて発生した事業収入から必要経費を差し引いた額を、
工賃として利用者に支払います。

ii 日常生活支援

地域において社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援を行います。

iii その他の社会活動（レクリエーション等）

④ 相談・助言

生活や就労に関する個別の相談・助言を行うほか、必要に応じて関係機関への連絡を行います。

⑤ 送迎サービス

家庭及び地理的状况により、本人または家庭での通所が困難な方の希望により別途契約により送迎サービスを行います。

（２）介護給付費の対象外のサービス

下記のサービスについては、支援費の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別途手続によりサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。

① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用（外出の費用や同行に係る費用）

② 支援費から支給されない日常生活上の諸費用

③ 預かり金管理（別途預かり金管理契約を締結して頂き、これに従い管理を行います。）

④ その他（相談に応じて支援を行います）

なお経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（３）利用料金・費用のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、原則として1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．施設窓口での現金支払

イ．下記指定口座への振り込み

長野ハケ岳農業協同組合 小海支所

普通預金 2987 はぁーと工房ポッポ 木内 泰明

- ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：長野県JAバンク

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

閲覧・複写ができる窓口業務時間	午前8：30～午後5：00
-----------------	---------------

8. 苦情及び虐待防止の受付について（契約書第8条6、第14条参照）

（1）当施設における苦情等の受付

当施設における苦情及び虐待防止やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

受付窓口（担当者）	サービス管理責任者 飯野 美枝子
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8：30～17：00
解決責任者	所長 木内 泰明

また、苦情受付ボックスを当施設内に設置しています。

（2）その他苦情及び虐待防止受付機関

① ジェイエー長野会本部

所在地 長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3
電話番号 026-223-0533
FAX 026-223-2225
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

② 社会福祉法人長野県社会福祉協議会（長野県福祉サービス運営適正化委員会）

所在地 長野県長野市中御所岡田98-1
電話番号 026-228-4244
FAX 026-228-0130

【苦情相談専用】

電話番号 0120-28-7109
E-mail fukushi7109@nsyakyo.or.jp
受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

③ 施設が委嘱を行う第3者委員（施設内に掲示しています）

④ お住まいの各町村福祉課

9. 虐待防止のための措置について（契約書第8条の6参照）

事業者は虐待防止に掛る研修を随時受けています。

※虐待防止委員会

管理責任者 所長 木内 泰明

対策委員長 サービス管理責任者 飯野 美枝子

令和 年 月 日

指定生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

多機能型事業所「はぁーと工房ポッポ」

説明者 職 名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

印

（個人情報取り扱いに係る承諾）

私自身又は家族の個人情報については、サービス担当者会議等において必要があるとき、また主治医の求めに応じて必要 があるときは、個人情報を開示することに同意します。

利用者氏名

印

代理人氏名

続柄（ ）印

私自信の通所中に記録する写真等については、事業所に関わる広報等に使用することに同意します。

利用者氏名

印

代理人氏名

続柄（ ）印